一般財団法人 ジャイアン2020

第 4 期(2024 年度) 奨学生募集要項 高校生対象

~ 一般財団法人 ジャイアン2020について ~

一般財団法人 ジャイアン2020は、創設者大林豁史の寄付により、2020年7月に設立された奨学金の財団です。

母子家庭の生徒で、志を持ちながらも就学に関して困難な状況の 者に対して就学支援を行い、社会に有為な人材の育成を目指してお ります。

なお、「ジャイアン」は1950年代に大林が幼少であったころの あだ名に由来しております。

母子家庭である高校 2 年生及び 3 年生 (2024 年 4 月 1 日時点)を 対象に第 4 期生の募集を行います。

一般財団法人 ジャイアン2020

〒158-0083 東京都世田谷区奥沢 6-9-19 E-mail:info@gian2020.or.jp http://gian2020.or.jp/ 代表理事 重松 香子 事務局 寺嶋 聡 TEL/FAX 03-3702-7202

2024 年度

奨学生募集要項

I 一般財団法人ジャイアン 2020 の目的と特徴

当財団の目的は、母子家庭の奨学生に対する経済的支援だけではなく、奨学金を受ける学生 の指導及び育成を行います。

※奨学金の返還を要しません。

※奨学金受給による特定の会社への入社義務はありません。

II 募集と選考の方法

各高校の奨学金担当の先生より応募書類を入手後、当財団に郵送。 書類選考、面接を経て、2年生と3年生合わせて15名の合格者を決定する。 なお、書類選考から面接へ進めるのは、同様に最大25名。 (本奨学金は自由応募ですが、学校推薦は必要です。)

Ⅲ 募集人数

予定 15 名 (2年生と3年生合計)

IV 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

i 国籍

「日本国籍」を有する者。

ii 在籍学年

2024年4月1日時点で、関東地区の全日制高校2年及び3年に在籍予定の方。成績評定は、応募の条件としては問いませんが、選考時の参考にします。

iii 家計等の要件

応募時点、母子家庭であること。

世帯総収入(保護者)は、応募の条件としては問いませんが、選考時の参考にします。

iv 学業・健康

健康であり、向上心をもって学業に取り組み、かつ将来に目的をもっている者。

v 他奨学金と二重受給

他奨学金との二重受給が可能です。

V 奨学金と奨学期間

i 奨学金額【給付型】

月額 50,000 円

- ii 奨学金支給期間
- 2年生:2024年7月~2026年3月 (21ヶ月支給)
- 3年生:2024年4月~2025年3月(12ヶ月支給)
- ※支給開始は、2年生は2024年7月より、3年生は2024年4月に遡及して支給
- ※退学・留年の場合は、支給打ち切りになります。
- ※休学・留学の場合は、内容により支給停止になります。
- ※高校生にふさわしくない行動があったと当財団が判断した場合は、支給打ち切りになります。

iii 奨学生の義務

交流会、セミナー等の参加(年1回程度)

VI 応募手続きについて

- i 応募方法 本人が直接当財団宛に郵送して応募してください。
- ii 必要書類

書類選考時点

- ・願書(本人記載) 課題文書(別紙でも可能です)
- ・学生証の写し
- ・学校長の推薦書(学校指定のもの)
- ・保護者記載の推薦書及び世帯の状況(養育の子供の人数、世帯収入も記載)
- ・成績証明書(直近のものを高校より入手)

面接選考時点(書類選考通過者のみ必要)

- ・世帯収入を証明する公的書類
- ・世帯全員が記載の住民票

iii 応募期間

2024年4月1日 ~ 2024年4月30日(必着)

※早めの提出を推奨します。

VII 選考

選考内容・時期(暫定・前後する可能性があります) 応募締め切り 4月30日必着 書類選考 5月中旬予定 面接 5月下旬~6月上旬予定 合格通知 6月末予定

※面接は、原則、当財団の事務所にて行います。

※書類選考の結果は、応募者全員にメールにて通知いたします。応募の際に、常に受信ができるメールアドレスを記入して下さい。面接の日時をお知らせして返信がない場合は、辞退したとみなします。

※選考に関する電話等による問い合わせには、一切応じられません

※迷惑メール防止対策の設定をしている場合、メールを受信できない可能性がございます。 当財団のメールアドレス (info@gian2020.or.jp) が、受信できるように設定の変更をお願い します。

Ⅷ 注意事項

当財団の奨学生に合格後、あるいは当財団奨学生として採用後、以下に該当する場合、 その月をもって奨学金の支給を停止、もしくは打切りとなる。

- ① 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- ② 在籍高校での学籍を失った場合。
- ③ 留学、留年、休学した場合。
- ④ 本人の違法行為により、有罪判決を受けた場合。
- ⑤ 高校生としてふさわしくない行為があり。停学等の処分を受けた時。
- ⑥ 前各号の他、当財団の奨学生として適当でない事実が判明し、当財団の評議員及び理事 全員が、社会通念上も受給資格がないと判断した場合。

IX 個人情報の取扱いについて

奨学金の応募書類に記載されて個人情報については、奨学金事業のためだけに利用し、その ほかの目的には使用しません。